（資本金等の額に関する経過措置）

第三条　新令第八条第一項第十六号及び第十七号（資本金等の額）の規定は、法人が施行日以後に同項第十六号の資本の払戻し等又は同項第十七号の出資等減少分配を行う場合について適用する。

2　施行日前に第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第八条第一項第十六号（資本金等の額）の資本の払戻し等を行った法人の新令第八条第一項の規定の適用については、当該資本の払戻し等に係る同号に掲げる金額をもって、当該資本の払戻し等に係る同項第十六号及び第十七号に掲げる金額とみなす。

（利益積立金額に関する経過措置）

第四条　新令第九条第一項第十一号及び第十二号（利益積立金額）の規定は、法人が施行日以後に新令第八条第一項第十六号（資本金等の額）の資本の払戻し等又は同項第十七号の出資等減少分配を行う場合について適用する。

2　施行日前に旧令第八条第一項第十六号（資本金等の額）の資本の払戻し等を行った法人の新令第九条第一項の規定の適用については、当該資本の払戻し等に係る旧令第九条第一項第十一号（利益積立金額）に掲げる金額をもって、当該資本の払戻し等に係る新令第九条第一項第十一号及び第十二号に掲げる金額とみなす。

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第五条　新令第二十三条第三項（第九号に係る部分に限る。）（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、平成二十七年五月一日以後に生ずる同号に掲げる事由について適用し、同日前に生じた旧令第二十三条第三項第九号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由については、なお従前の例による。

2　新令第二十三条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に新法第二十四条第一項各号（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由により同項に規定する株主等である法人に金銭その他の資産を交付する場合について適用し、法人が施行日前に改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二十四条第一項各号（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由により同項に規定する株主等である法人に金銭その他の資産を交付した場合については、なお従前の例による。

（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入に関する経過措置）

第六条　新令第百三十八条第一項（第一号ロに係る部分に限る。）（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する借地権の設定について適用する。

（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）

第七条　新令第百三十九条の四第二項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）の規定は、法人の平成二十七年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　法人が改正法附則第三十八条第一項本文（国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合において、当該法人の改正法第四条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第百八号。以下この項において「新消費税法」という。）第十九条第一項（課税期間）に規定する課税期間中に行った新消費税法第二条第一項第十二号（定義）に規定する課税仕入れの全てが改正法附則第三十八条第一項に規定する国外事業者から受けた同項に規定する電気通信利用役務の提供であるときにおける新令第百三十九条の四の規定の適用については、同条第五項中「課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、当該課税期間」とあるのは、「課税期間」とする。

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第八条　新令第百三十九条の十（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新令第百三十九条の十の規定の適用については、同条第二項第二号ロ中「第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二」と、「同条第一項の規定の適用を受ける同項」とあるのは「同条第一項」とする。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第九条　新令第百四十一条の二から第百四十一条の八まで（国外所得金額）、第百四十二条第三項及び第五項（控除限度額の計算）並びに第百四十二条の二第七項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額の計算に関する経過措置）

第十条　新令第百五十五条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額の計算）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（新法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　連結法人の連結親法人事業年度が施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における新令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「百分の五十」とあるのは、「百分の三十五」とする。

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第十一条　新令第百五十五条の二十五（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。